

# 子どもの虹情報研修センター 平成30年度虐待対応研修一覧（実施月別）

	研修名	受講対象	実施時期	定員
4月	児童相談所長研修<前期> ㊦	新任児童相談所長 (児童福祉法第12条の3に受講が義務づけられています)	4月17日(火) ～19日(木)	80名
5月	義務研修講師等養成研修	都道府県政令市等の児童福祉主管課もしくは児童相談所の研修企画担当者、講師の候補となる県職員、市区町村職員、児童福祉施設職員等	5月15日(火) ～18日(金)	80名
	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修A<前期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (児童福祉法第13条第8項に受講が義務づけられています)	5月29日(火) ～31日(木)	80名
6月	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修B<前期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (児童福祉法第13条第8項に受講が義務づけられています)	6月12日(火) ～14日(木)	80名
	児童相談所・児童心理治療施設 ・医療機関等医師専門研修	児童相談所医師、児童心理治療施設医師、その他の福祉・保健・医療機関に勤務している児童虐待防止・対応に携わる医師	6月28日(木) ～29日(金)	30名
7月	市区町村虐待対応指導者研修	市区町村家庭児童相談室及び要保護児童対策地域協議会において指導的立場にあり、 <b>児童虐待対応経験通算3年を満たした者</b> (各機関1名)	7月3日(火) ～5日(木)	80名
	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザーステップアップ研修<前期>	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーで、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者、かつ、当センターの福祉司スーパーバイザー対象の研修の受講歴がある者	7月12日(木) ～13日(金)	10名
	児童相談所児童心理司指導者研修	<b>児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童心理司</b> (スーパーバイザー含む)	7月24日(火) ～27日(金)	80名
8月	教育機関・児童福祉関係職員合同研修	学校や教育委員会で児童虐待対応に携わる者(経験年数の枠なし)、市区町村職員で <b>児童虐待対応経験通算2年を満たした者</b> 、児童相談所職員で <b>児童相談所経験通算5年を満たした者</b> *教育機関50名、児童相談所35名、市区町村35名(各機関1名)	8月7日(火) ～8日(水)	120名
	児童虐待対応母子保健関係職員 指導者研修	市区町村の母子保健活動、子育て支援、児童虐待防止対策に携わる指導的立場にある保健師、助産師、看護師で、 <b>児童虐待対応経験通算5年を満たした者</b> (保健所に勤務する保健師、助産師・看護師も含む)	8月28日(火) ～31日(金)	80名
9月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にあり <b>児童福祉施設経験通算5年を満たした者</b> (各施設1名)	9月11日(火) ～14日(金)	80名
	児童心理治療施設職員 指導者研修	児童心理治療施設で基幹的職員等指導的立場にあり <b>児童福祉施設経験通算3年を満たした者</b>	9月26日(水) ～28日(金)	50名
10月	児童相談所長研修<後期> ㊦	新任児童相談所長 (前期研修と後期研修を通して受講してください)	10月10日(水) ～12日(金)	80名
	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修A<後期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (前期研修と後期研修を通して受講してください)	10月30日(火) ～11月1日(木)	80名
11月	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー義務研修B<後期>	児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 (前期研修と後期研修を通して受講してください)	11月13日(火) ～15日(木)	80名
12月	母子生活支援施設職員指導者研修	母子生活支援施設で基幹的職員等指導的立場にあり <b>児童福祉施設経験通算3年を満たした者</b> (各施設1名)	12月11日(火) ～13日(木)	80名
H31 1月	児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム等で基幹的職員等指導的立場にある職員で、 <b>児童福祉施設経験通算5年を満たした者</b> *乳児院18名、その他の施設102名(各施設1名)	1月16日(水) ～18日(金)	120名
	乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員等指導的立場にある主任保育士や家庭支援専門相談員等で <b>児童福祉施設経験通算5年を満たした者</b>	1月29日(火) ～2月1日(金)	60名
2月	児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、児童心理治療施設で <b>児童福祉施設心理職経験通算5年を満たした心理職</b> ／児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設で <b>児童福祉施設心理職経験通算2年を満たした心理職</b> *乳児院20名、母子生活支援施設20名、その他の施設80名(各施設1名)	2月13日(水) ～15日(金)	120名
	児童相談所児童福祉司 スーパーバイザーステップアップ研修<後期>	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーで、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者、かつ、当センターの福祉司スーパーバイザー対象の研修の受講歴がある者(前期研修と後期研修を通して受講してください)	2月28日(木) ～3月1日(金)	10名
3月	テーマ別研修 「配偶者間暴力をめぐる」	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にあり、 <b>児童虐待対応経験通算3年を満たした者</b> (各機関1名)	3月5日(火) ～6日(水)	140名
年間	児童福祉関係職員継続研修(Web研修)	児童福祉施設で基幹的職員等指導的立場にある職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者、かつ、当センターの施設関連研修の受講歴がある者	6月7～8日 月1回 3月14～15日	8名

\*㊦：法定研修は都道府県市との委託契約による研修となります。